

# BTMU CHINA WEEKLY

発行：三菱東京UFJ銀行 国際業務部 中国業務支援室

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 海外アドバイザー事業部 中国グループ 情報開発チーム

## EXPERT VIEW:【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は8月上旬から下旬にかけて公布または施行された法令をとりあげました。一部それ以前に公布され、公表が遅れたものを含んでいます。

<p>[規則]</p> <p>○「商務部の外商不動産投資の届出登記業務を適切に行うことに関する通知」(商資函[2008]23号、2008年6月18日発布、同年7月1日実施)</p> <p>○「財政部の中外合作経営企業外国側合作者の先行投資回収の関係問題に関する通知」(財企[2008]159号、2008年8月6日発布・実施)</p> <p>○「税関総署公告2008年第56号(一部商品に対する輸出関税税率調整について)」(2008年8月19日公布、同年8月20日実施)</p>	<p>外資の不動産投資の商務部への届出登記に関して、資料の確認・照合を省級商務部門に委託するとした通知。不動産投資の認可は、従来、地方が権限範囲に応じて行っているが、2007年5月から商務部が届出登記により管理している。</p> <p>「中外合作経営企業外国側合作者先行投資回収審査・認可弁法」(財政部令第28号、2005年9月1日施行)に関する補足通知。その第3条に規定される先行投資回収の「その他の方式」について、利益分配を含むとし、先行回収額に投資または合作条件の提供による利益分配額を含めて計算すること、また、欠損補填前に先行回収を行ってはならないこと、合作企業の減価償却費用で先行回収を行い、資産が減少する場合は、外国側が国内金融機関の保証状を差し入れること、が規定されている。</p> <p>2008年12月31日まで暫定的に一部商品に輸出関税を新たに賦課または引き上げることについての公告。アルミ合金 15%(新規)、コークス 25%→40%、瀝青炭 5%→10%、その他の石炭固形燃料 10%(新規)。</p>
<p>[地方規則]</p> <p>●「広東省11部門の『来料加工企業の元の場所で生産を停止せずに形態を転換することの操作指南』に関する通知」(粵外経貿加字[2008]7号、2008年8月5日発布・実施)</p>	<p>広東省の来料加工廠が外商投資企業などに転換する場合の政府の支援措置をまとめた通知。詳細は、下記の解説をご参照。</p>

### ●来料加工廠の現地法人化に関する広東省政府の支援措置が発表される

8月5日付で広東省の11部門(注)から、来料加工廠が同じ場所で生産を停止せず外商投資企業などに転換することを支援する措置が発表された。これまで、広東省内の一部の地区では地元の対外経済貿易部門と税関による支援措置が採られていたが、その内容は限定的であり、また曖昧な部分が多かった。今回、広東省レベルの11部門から支援措置が発表されたことで、ルールが権威化かつ明確化され、外商投資企業への転換手続きがスムーズに進むものと期待される。

(注)11部門は、対外貿易経済合作庁、公安庁、財政庁、労働保障庁、国家税務局、地方税務局、環境保護局、工商行政管理局、出入境検検疫局、税関総署広東文書、国家外貨管理局広東分局。

この「操作指南」で述べられている主な支援措置は、次のとおり。(直訳では意味が分かりにくいので、意味を要約する。)

- ① 同じ登記住所で来料加工廠から外商投資企業に転換する場合、6ヵ月以内に、対外経済貿易部門で

の来料加工契約の終了と外商投資企業設立の認可手続き、および工商行政管理局での来料加工廠の抹消登記と外商投資企業の設立登記の手続きを行えばよく、その間は来料加工廠と外商投資企業の2つの企業が存在すること(即ち、外商投資企業の設立まで来料加工廠として操業すること)を許可する。

- ② 来料加工廠で使用していた設備等を、外商投資企業の登録資本として現物出資することを許可する。
- ③ 新設の外商投資企業が税関に登録した後、3ヵ月以内に、来料加工廠で使用していた輸入設備の移転手続き、および来料加工廠の消し込み・終了・抹消手続きを行うことを許可する。その間は、外商投資企業と元の来料加工廠が同時に輸出入業務を行うことを許可する。来料加工廠の免税輸入設備と保税輸入原材料・部品は外商投資企業に直接移転してよく、その場合、設備に対する税関の監督管理期間は通算する。
- ④ 企業転換後も基本的状況に大きな変化がない場合、税関は来料加工廠の企業分類管理類別の承継を許可し、対外経済貿易部門は加工貿易生産能力証明の承継を許可する。
- ⑤ 来料加工廠が環境保護、消防の合格証書、対外経済貿易部門の生産能力証明を取得していた場合、関係部門はそれらの有効期間内で新たに設立される外商投資企業の経営範囲、生産規模、工場建物構造などに変更がないことについての証書類の発行に便宜を図る。
- ⑥ 来料加工廠が消防と建築の合格証書を取得していた場合、新たに設立される外商投資企業の経営範囲、生産規模、生産工程、工場建物構造などに変更がなければ、新たに取得することを要しない。

なお、この「操作指南」には明文化されていないが、外商投資企業の設立に当たっては、従来、来料加工廠で行っていた加工・生産が「外商投資産業指導目録」の制限類プロジェクトに該当してもそのまま認可され、またその品目が加工貿易制限類商品であっても、外商投資企業に転換した後も引き続き加工貿易業務が認可されるのではないか、と思われる。

一方、企業転換の基本的な手続きの流れは、次のとおりとされている。

- ① 来料加工協議(契約)の当事者が終了協議または事前終了協議を締結。
- ② 対外経済貿易部門に申請。
- ③ 新企業設立の審査・認可および登記手続き。(対外経済貿易部門、税関、工商行政管理局、外貨管理局、税務局、財政局、検疫局、環境保護局、消防、労働保障局などを含む。)
- ④ 税関で来料加工廠の輸入設備の処理および来料加工契約の消し込みなどの手続き。
- ⑤ 対外経済貿易部門で審査・認可。
- ⑥ 関係部門(対外経済貿易部門、税関、工商行政管理局、外貨管理局、税務局、財政局、検疫局、環境保護局、消防、労働保障局などを含む)で、元の来料加工廠の終了・抹消手続き。

以上のように、基本的なルールは明らかになった。ただし、不明な点がいくつか残っている。支援の対象は同じ場所に留まる企業に限られるのか(都市開発や家主との関係で移転を余儀なくされる企業も対象となるのか)、転換後の外商投資企業の登録資本には制限があるのか、あるいは、免税輸入設備や保税輸入原材料の具体的な移転手続きはどうか、などである。

この「操作指南」では、「各級関係部門は、各自の実情と関連政策の規定に基づいて、企業転換の具体的な操作指南を制定し、対外的に公布、実施し、かつ対外経済貿易部門が冊子にまとめる」とされているので、実行に当たっては所在地の対外経済貿易部門や税関にご確認いただきたい。

(本シリーズは、原則として隔週で掲載しています。)

# CHINA WEEKLY

## WEEKLY DIGEST

### 【経済】

◆**国家発展改革委員会の権限委譲 マクロコントロールを強化**: 国務院はこの程、国家発展改革委員会(発改委)の新「三定」案(主要職責、内部機構、人員編成を定める)を承認し、発改委の改組を正式に認可した。今後、発改委は国民経済、発展戦略の策定や投資規模、物価水準のコントロール等に特化することでマクロ管理を強化し、エネルギー発展戦略等の策定は国家エネルギー部へ、工業分野の戦略策定、管理は工業・情報化部へ、投資プロジェクトの批准等は地方政府へ権限委譲を行うという。

◆**中小企業に対する財政支援強化**: 財政部は19日、中小企業への財政支援強化策を発表した。2008年に「科学技術型中小企業技術革新基金」、「中小企業国際市場開拓資金」等6つの中小企業向けファンドに合計35.1億元を投じる予定。中小企業向け融資の保証業務に対する支援にも2億元を拠出。また、労働集約型小企業への利子補給型融資限度額を100万元から200万元に引き上げる。金融引き締め、人民元高、原材料価格高騰等、中小企業を取り巻く環境が悪化するなか、中小企業の支援が喫緊の課題となっている。

◆**火力発電所の電力供給価格引上げ**: 国家発展改革委員会は、20日から全国の火力発電所送電網への電力供給価格を引上げることを発表。引上げ幅は1キロワット時当たり0.01元から0.025元の範囲とし、各省・市政府が現地の石炭価格の動向に応じて調整するよう求めている。なお、家庭用とオフィス用電力の供給価格は据え置く。今回の引上げは、電力会社の収益改善や電力の供給保証を図るものと見られる。

### 【貿易・投資】

◆**広東省 来料加工企業の現地法人化手続きを円滑化**: 広東省の対外貿易経済合作庁等11部門は5日付で「来料加工企業が所在地で生産を停止せずに現地法人転換することに関する業務手引」(粵外経貿加字【2008】7号)を公布・実施した。法人格のない来料加工企業が所在地で現地法人に転換する際、新規外商投資企業として設立手続きが完了してから来料加工企業の登記抹消までの期間を6ヶ月と定める一方、一定期間内は新・旧企業名義で同時に輸出入通関ができるとし、生産を停止せずに円滑な現地法人化手続きを可能とする等の内容が盛り込まれている。加工貿易のモデル転換とレベルアップの促進を目指すもの。(詳細は今週号のEXPERT VIEWをご参照ください。)

◆**「工会(労働組合)」主席の設置方法を規定**: 中華全国総工会は、先般「企業工会主席設置弁法」を公布。「工会」主席の設置方法を定めた初の規定となる。同弁法によると、企業の行政責任者(副)の職責も含む、パートナー及びその親族、人事部門の責任者、外国籍の職員は「工会」主席になることができない。また、「工会」主席設置を指導する上級「工会」の位置付け、「工会」主席の待遇等についても規定している。

### 【金融・為替】

◆**個人向け両替サービスの利便性向上へ**: 国家外貨管理局は20日、北京、上海市内の批准を経た非金融機関で、個人向け外貨両替サービスを試行することを発表した。規定の枠内(年度限度額5万米ドル相当、一日の限度額5,000米ドル相当)で中国人の外貨・人民元間の両替と、外国人の外貨の人民元転が認められる。また、外国人の人民元キャッシュから外貨キャッシュへの買戻しについては、一日の限度額を500米ドル相当とする。今回の措置は、外貨両替サービスの利便性向上を目的とするもの。

## 人民元の動き

日付	Open	Range	Close	JPY		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	前日比	
				前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close				
2008.08.18	6.8685	6.8680~6.8808	6.8710	0.0010	6.2420	0.0290	0.8800	0.0004	10.1365	0.0241	3.2300	2435.12	-136.98
2008.08.19	6.8615	6.8610~6.8796	6.8655	-0.0055	6.2406	-0.0014	0.8783	-0.0017	10.0610	-0.0755	3.1000	2461.04	25.92
2008.08.20	6.8548	6.8527~6.8559	6.8546	-0.0109	6.2209	-0.0197	0.8775	-0.0008	10.0942	0.0332	3.1000	2648.75	187.71
2008.08.21	6.8525	6.8400~6.8530	6.8442	-0.0104	6.2835	0.0626	0.8765	-0.0011	10.1252	0.0310	3.0100	2552.64	-96.11
2008.08.22	6.8324	6.8271~6.8359	6.8333	-0.0109	6.2646	-0.0189	0.8751	-0.0014	10.1403	0.0151	3.1000	2524.86	-27.78

## RMB レビュー&アウトルック

今週の人民元は週初こそ前週までの流れを受けて小幅安となったが、その後は週を通じて強含む展開となった。週初は前週同様、上値の重い展開となり、実需筋の大口のドル買いに6月中旬以来となる6.88台まで人民元が下落した。しかし19日に中銀発表基準値が前日比、人民元高に設定されたことに加え、20日の副首相による中国経済成長持続のため国内の支出を増やさねばならないとの発言が政府による景気刺激策を想起させ、上海総合株式指数が前日終値比+7%を超える反発となったことから人民元はその後も続伸となり、結局、前月末水準まで値を戻して越週となった。今週は先月末からの人民元の反落傾向が一服することとなったが、この間の下落は人民元の一時的な上昇を期待する投機筋に人民元反落のリスクを意識させることになった。引き続き中国の経済成長鈍化に対する懸念が燃る中、五輪閉幕後の景気に対する当局の思惑を探る展開となり、まずは方向感の出ていく展開を予想する。

(市場営業部 為替営業推進グループ グローバル営業ライン)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。